

ID: 136

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市道路占用料徴収条例 第6条		
例規番号	昭和31年条例第88号		
【基準】 第6条の規定による。 (過料) 第6条 詐欺その他不正な行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	占用許可の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市道路占用規則 第9条		
例規番号	昭和31年規則第34号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当するときは市長は占用の許可を取消すことがある。</p> <p>(1) 占用者が法令、条例その他この規則又は許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 道路管理上必要があるとき。</p> <p>(3) 公益上その他市長において必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市準用河川占用料徴収条例 第6条		
例規番号	平成15年条例第33号		
【基準】 第6条の規定による。 (過料) 第6条 詐欺その他不正な行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市法定外公共物管理条例 第6条第1項		
例規番号	平成15年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (占用料等の額)</p> <p>第6条 許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、別表に定めるところにより、占用料等を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず占用料等を減免することができる。</p> <p>(1) 公共の用に供する目的をもって占用するとき。</p> <p>(2) 前号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市法定外公共物管理条例 第9条第2項		
例規番号	平成15年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び準用する真岡市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例第2条の規定による。 (督促及び延滞金)</p> <p>第9条 市長は、占用料等を納付しない者がある場合には、納付期限を定め、督促しなければならない。</p> <p>2 前項の督促をした場合には、督促手数料及び延滞金を徴収するものとし、その額及び徴収方法については、真岡市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和35年条例第210号)の規定を準用する。ただし、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、乗じて計算する割合は、年14.5パーセントとする。</p> <p>(督促手数料及び延滞金の額)</p> <p>第2条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。</p> <p>2 延滞金の額は、納入通知書1通の金額(1,000円未満の端数又はその全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満の端数又はその全額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市法定外公共物管理条例 第13条		
例規番号	平成15年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない事由があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 150

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市法定外公共物管理条例 第18条		
例規番号	平成15年条例第34号		
<p>【基準】 第18条の規定による。 (過料)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第4条第1項の許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第4条第2項の許可に付された条件に違反した者</p> <p>(4) 第13条の規定による処分及び命令に違反した者</p> <p>(5) 第15条の規定による原状回復を怠った者</p> <p>(6) 第16条の規定による調査及び検査を拒み、妨げた者</p> <p>2 詐欺その他不正な行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名根拠条項	真岡市営住宅条例 第16条第1項		
例規番号	平成9年条例第7号		
【基準】	<p>第13条、第16条、第36条及び第37条の規定による。 (家賃の決定)</p> <p>第13条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第26条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第33条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (家賃の納付)</p> <p>第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第29条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項による明渡しの請求があった時は明渡しの請求があった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 入居者が第38条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第36条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (公営住宅の用途廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例 第28条第1項		
例規番号	平成9年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第28条の規定による。 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第28条 第26条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 第15条及び第16条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例 第30条第1項		
例規番号	平成9年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第30条 第26条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第28条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第15条の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭に、第16条の規定は、第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 169

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例 第42条第1項		
例規番号	平成9年条例第7号		
<p>【基準】 第42条の規定による。 (使用料) 第42条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 170

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例 第46条		
例規番号	平成9年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第46条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例 第52条第1項		
例規番号	平成9年条例第7号		
<p>【基準】 第52条の規定による。 (使用料) 第52条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	駐車場の使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例 第54条第1項		
例規番号	平成9年条例第7号		
<p>【基準】 第54条の規定による。 (使用許可の取消し) 第54条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可の取消し又はその明渡しを請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。 (2) 使用料を3月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。 (5) 第48条に規定する使用者資格を失ったとき。 (6) 前各号に該当するもののほか、駐車場の管理上必要があると認めたとき。 <p>2 前項の規定については、第39条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第54条第1項」と読み替えるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例 第60条		
例規番号	平成9年条例第7号		
<p>【基準】 第60条の規定による。 (罰則) 第60条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例 第13条第1項		
例規番号	平成12年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第12条及び第13条の規定による。 (家賃の決定及び変更)</p> <p>第12条 特定公共賃貸住宅の家賃は、施行規則第20条の規定に基づき算出し、また近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 近傍同種の民間の賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。</p> <p>(3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第13条 家賃は、第11条第4項の入居可能日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日(第30条による明け渡しの請求のあったときは明け渡しの請求のあった日)まで徴収する。</p> <p>2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居した場合又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算した額とする。</p> <p>4 入居者が第28条に規定する手続を経ないで特定公共賃貸住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明け渡した日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	入居者負担額の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例 第14条第2項		
例規番号	平成12年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第14条及び第15条の規定による。 (家賃の減額)</p> <p>第14条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年間を限度として、家賃の減額を行うことができる。</p> <p>2 市長が前項の規定に基づき家賃の減額を行う場合は、前条の家賃に代えて次条に規定する入居者負担額を入居者から徴収するものとする。 (入居者負担額)</p> <p>第15条 市長は、毎年、入居者の所得、特定公共賃貸住宅の管理開始後の経過年数等を勘案して規則で定める方法により、入居者負担額を決定するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	入居者負担額の督促		
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例 第17条		
例規番号	平成12年条例第22号		
<p>【基準】 第17条の規定による。 (督促) 第17条 家賃又は入居者負担額を第13条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例 第32条第4項において準用する第13条		
例規番号	平成12年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第32条第3項及び第4項において準用する第13条の規定による。 (駐車場の使用)</p> <p>第32条 専用駐車場を使用できる者は、特定公共賃貸住宅の入居者で、あらかじめ市長の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)とする。</p> <p>2 専用駐車場を使用できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車(最大積載量2トンを超えるトラックは除く。)、小型自動車及び軽自動車で、自家用自動車に限る。</p> <p>3 専用駐車場の料金(以下「駐車場料金」という。)は、施行規則第20条第5号の規定に基づき算定した地代に相当する額及び専用駐車場整備費を合算した額を基準として市長が定める。</p> <p>4 駐車場料金の納付については、第13条を準用する。</p> <p>5 専用駐車場で発生した盗難、自動車の損壊等の事故により、使用者が損害を受けることがあっても市及び住宅管理人は、その補償の責任を負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例 第34条		
例規番号	平成12年条例第22号		
<p>【基準】 第34条の規定による。 (罰則) 第34条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃、入居者負担額、敷金又は駐車場料金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日